

1 概要

「IoT推進コンソーシアム データ流通促進ワーキンググループ カメラ画像利活用サブワーキンググループ」における議論をまとめた「カメラ画像利活用ガイドブック（改訂案）」について、経済産業省ホームページ及び電子政府の総合窓口を通じ、平成30年1月18日（木）～2月19日（月）までの間、幅広く国民より意見募集を実施。

2 意見提出

【総数】 13件

【分類】 配慮事項6、別途検討課題7、

【提出者内訳】 事業者1、団体 3、

項番	分類	概要	対応案
1	配慮事項	本ガイドブック中に、生成または抽出したデータを、「法令に基づく場合」（個人情報保護法第23条第1号）には第三者への開示することがありうることを明記することにより、法令に基づく開示手続（弁護士法第23条の2による弁護士会照会等）に支障や現場の混乱が生じないようにすべきである。 (1) 4.2 「事前告知時の配慮」③（23頁）について 「生成または抽出したデータを第三者へ提供する場合、その提供先」という項目の下に、「法令に基づく場合（個人情報保護法第23条第1項第1号）には照会先への開示する場合もあること」を記載事項に加える。	ご意見を踏まえ、次の通り追記・修正いたします。 ・24ページ 【追記後】 注記15として以下を追加 「なお、保有個人データの開示請求への対応の他、個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等において、照会先へ個人データを開示する場合もある。」 ・43ページ、45ページ、46ページ、48ページ 【修正前】 「取得する情報は自社内のみで活用し、第三者提供はいたしません。」 【修正後】 「取得する情報は自社内のみで活用し、法令に基づく場合を除き、第三者提供はいたしません。」
2	配慮事項	(2) 4.5 「管理時の配慮」⑤の脚注または⑦追加項目として、法令に基づく開示手続（弁護士法第23条の2による弁護士会照会等）には回答する場合もありうることを明記する。	同上
3	配慮事項	(3) 5.1 「適用ケース」以下の各図表（配慮事項の対応例）中「⑩開示請求対応」欄（36頁、44頁、52頁、58頁、65頁）に、法令に基づく開示手続（弁護士法第23条の2による弁護士会照会等）には回答する場合もありうることを明記する。	同上
4	配慮事項	(4) 事前告知文面例（45頁、48頁）「第三者提供はいたしません。」の後に、「（ただし、法令に基づく開示手続はのぞきます。）」等と挿入する。	同上
5	配慮事項	・該当箇所 4.5 管理時の配慮 脚注12 ・意見内容 カメラの精度によって誤って第三者の情報を開示してしまうことを低減するための手段として、顔特徴量を活用するサービスにおいては照合精度の高いツールを採用することを言及すべきである。	ご意見を踏まえ、以下の通り追記します。 ・24ページ 注釈14 【修正前】 「なお、当該情報を開示する場合は、対象者のレコードを特定する必要があるが、カメラの精度によって誤って第三者の情報を開示してしまうことがないよう、運用面での工夫など適切な対応が求められる。」 【修正後】 「なお、当該情報を開示する場合は、対象者のレコードを特定する必要があるが、カメラの精度によって誤って第三者の情報を開示してしまうことがないよう、技術面・運用面等、適切な検討が求められる。」
6	配慮事項	・該当箇所 4. 配慮事項 4.1 基本原則 ・意見内容 基本原則の1つとして、共同利用や委託などにより複数事業者間での映像データや映像データ由来のデータが流通する場合には、運用実施主体は不適切な第三者利用にならないように留意することを示すべきではないか。 ・理由 既にショッピングモールや商店街において単一ではない事業者によるカメラ映像の利活用がなされているため。	ご意見を踏まえ、以下の通り追記します。 ・7ページ 注釈3【追記後】 「本ガイドブックのケースとしては取り扱っていないが、撮影画像や特徴量データ、それに紐づく情報の共同利用や、第三者提供などを実施する場合には、法令に基づいた適切な運用がなされるよう、留意する必要がある。」
7	別途検討課題	【本ガイドブックの普及啓発活動】 従来以上に、生活者および事業者向けに本ガイドブックの普及啓発活動を推進して頂き、政府の公開資料として認知度向上に努めて頂ければ幸いです。当団体内におきましても、カメラ画像に関連する委員会向けに本ガイドブックの広報活動を実施する予定です。	ガイドブック改訂版の公表の他、各種普及啓発活動を進めてまいります。
8	別途検討課題	【本ガイドブック活用事例の情報公開】 IoT推進コンソーシアムまたは経済産業省のホームページなどで、本ガイドブックに準拠したカメラ画像利活用事例を集約して情報公開して頂くことにより、事業者の更なる取組みを後押しして頂ければ幸いです。	上記の一環として、利活用事例の収集を検討します
9	別途検討課題	【継続的なガイドブック更新】 「6. 今後に向けて」に記載の通り、法人をまたいで共同利用・第三者提供するケース、要配慮個人情報に該当する情報を利活用するケースを含め、今後のビジネスモデルの変容や技術革新などの環境変化に応じて、本ガイドブックを適宜見直し更新して頂ければ幸いです。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。 ・67ページ 【修正前】 「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととする。」 【修正後】 「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、今後ニーズが見込まれるユースケースへの対応を含め、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進していく。」
10	別途検討課題	P41 適用ケース(3)店舗内設置カメラ（レポート分析） ・意見内容 本ケースでは、単一店舗もしくは同一の事業主体によるレポート分析が示されているが、今後のガイドブック改訂の検討において商店街やショッピングモールのように複数事業者が共同でレポート分析のユースケース化を希望する。 また、適用ケース(1)や(2)に示された属性分析や動線分析においても、商店街やショッピングモールのように複数事業者が共同で実施する場合のユースケース化を希望する。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。 ・67ページ 【修正前】 「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととする。」 【修正後】 「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、今後ニーズが見込まれるユースケースへの対応を含め、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進していく。」

11	別途検討課題	<p>P7 「3. ガイドブックの適用対象」</p> <p>・意見内容</p> <p>「本ガイドブックでは、特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービス（VIP対応など）を返すことを目的とするユースケースは想定しない。」とあるが、VIP対応は事業者ニーズのあるケースなので、今後のガイドブック改版の検討においてユースケース化を希望する。</p> <p>また、VIP対応のようにユースケースが示されていないサービスを本ガイドブックが禁止、或いは非推奨しているわけでは無い旨を「3. ガイドブックの適用対象」に示されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>・67ページ</p> <p>【修正前】</p> <p>「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととする。」</p> <p>【修正後】</p> <p>「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、今後ニーズが見込まれるユースケースへの対応を含め、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進していく。」</p> <p>・7ページ</p> <p>【追記後】</p> <p>「なお、本バージョンのガイドブックで検討対象としなかったケースについて、本ガイドブックが非推奨としているわけではない。」</p>
12	別途検討課題	<p>P41 適用ケース(3)店舗内設置カメラ（レポート分析）</p> <p>・意見内容</p> <p>本ケースでは、単一店舗もしくは同一の事業主体によるレポート分析が示されているが、今後のガイドブック改版の検討において商店街やショッピングモールのように複数事業者が共同でレポート分析のユースケース化を希望する。</p> <p>また、適用ケース(1)や(2)に示された属性分析や動線分析においても、商店街やショッピングモールのように複数事業者が共同で実施する場合のユースケース化を希望する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>・67ページ</p> <p>【修正前】</p> <p>「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととする。」</p> <p>【修正後】</p> <p>「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、今後ニーズが見込まれるユースケースへの対応を含め、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進していく。」</p>
13	別途検討課題	<p>P7 「3. ガイドブックの適用対象」</p> <p>・意見内容</p> <p>「本ガイドブックでは、特定の個人を識別して個人向けに何らかの具体的なサービス（VIP対応など）を返すことを目的とするユースケースは想定しない。」とあるが、VIP対応は事業者ニーズのあるケースなので、今後のガイドブック改版の検討においてユースケース化を希望する。</p> <p>また、VIP対応のようにユースケースが示されていないサービスを本ガイドブックが禁止、或いは非推奨しているわけでは無い旨を「3. ガイドブックの適用対象」に示されたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下の通り修正します。</p> <p>・67ページ</p> <p>【修正前】</p> <p>「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進するよう、ガイドブックの改訂を図っていくこととする。」</p> <p>【修正後】</p> <p>「このため、これが最終版ということではなく、今後本ガイドブックの積極的な周知やフォローアップの結果を踏まえ、今後ニーズが見込まれるユースケースへの対応を含め、必要に応じて追加的な検討を行い、カメラ画像の利活用を更に促進していく。」</p> <p>・7ページ</p> <p>【追記後】</p> <p>「なお、本バージョンのガイドブックで検討対象としなかったケースについて、本ガイドブックが非推奨としているわけではない。」</p>